

議案第 1 号

平成31年度富山県一般会計予算

平成31年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 554,849,911 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県 税			140,601,000
	1 県 民 税		45,511,000
	2 事 業 税		30,938,000
	3 地 方 消 費 税		31,116,000
	4 不 動 産 取 得 税		2,368,000
	5 県 た ば こ 税		1,109,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		270,000
	7 自 動 車 取 得 税		835,000
	8 軽 油 引 取 税		11,031,000
	9 自 動 車 税		17,416,000
	10 鉦 区 税		1,000
	11 狩 猟 税		6,000
2 地方消費税清算金			40,645,147
	1 地方消費税清算金		40,645,147
3 地方譲与税			20,757,100
	1 地方法人特別譲与税		18,484,000

	2 地方揮発油譲与税	2,031,000
	3 石油ガス譲与税	98,000
	4 自動車重量譲与税	82,000
	5 森林環境譲与税	26,100
	6 航空機燃料譲与税	36,000
4 地方特例交付金		1,250,336
	1 地方特例交付金	616,000
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	634,336
5 地方交付税		128,000,000
	1 地方交付税	128,000,000
6 交通安全対策 特別交付金		261,000
	1 交通安全対策 特別交付金	261,000
7 分担金及び負担金		3,954,671
	1 分 担 金	577,828
	2 負 担 金	3,376,843
8 使用料及び手数料		9,862,085
	1 使 用 料	7,823,553
	2 手 数 料	2,038,532
9 国庫支出金		61,515,238

	1 国庫負担金	20,576,131
	2 国庫補助金	39,472,156
	3 委託金	1,466,951
10 財産収入		1,312,236
	1 財産運用収入	469,082
	2 財産売却収入	843,154
11 寄附金		123,008
	1 寄附金	123,008
12 繰入金		13,145,978
	1 特別会計繰入金	7,317,177
	2 基金繰入金	5,828,801
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		63,228,711
	1 延滞金、加算金料及び過料	161,348
	2 県預金利子	3,014
	3 公営企業貸付金元利収入	100,000
	4 貸付金元利収入	50,184,293
	5 受託事業収入	391,351

	6 収 益 事 業 収 入	2,900,034
	7 雑 入	9,488,671
15 県 債		70,193,400
	1 県 債	70,193,400
歳 入 合 計		554,849,911
歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,076,693
	1 議 会 費	1,076,693
2 総 務 費		26,332,525
	1 総 務 管 理 費	8,802,415
	2 企 画 費	5,499,631
	3 自 然 保 護 費	1,170,419
	4 徴 税 費	4,664,546
	5 市 町 村 振 興 費	730,427
	6 選 挙 費	867,830
	7 防 災 費	3,888,557
	8 統 計 調 査 費	440,972
	9 人 事 委 員 会 費	131,919

一般会計

	10 監 查 委 員 費	135,809
3 民 生 費		51,286,129
	1 社 会 福 祉 費	35,481,403
	2 児 童 福 祉 費	15,047,144
	3 生 活 保 護 費	320,714
	4 災 害 救 助 費	436,868
4 衛 生 費		32,551,697
	1 公 衆 衛 生 費	20,928,362
	2 環 境 衛 生 費	1,128,377
	3 保 健 所 費	1,533,678
	4 医 務 費	5,796,910
	5 薬 務 費	2,003,582
	6 公 害 防 止 費	1,160,788
5 勞 働 費		2,335,055
	1 勞 政 費	528,609
	2 職 業 訓 練 費	1,249,730
	3 失 業 对 策 費	490,696
	4 勞 働 委 員 会 費	66,020
6 農 林 水 産 業 費		40,499,364

	1 農 業 費	7,945,279
	2 畜 産 業 費	1,021,807
	3 農 地 費	17,489,274
	4 林 業 費	11,829,122
	5 水 産 業 費	2,213,882
7 商 工 費		49,949,003
	1 商 業 費	44,436,738
	2 工 鉱 業 費	4,043,348
	3 観 光 費	1,468,917
8 土 木 費		65,730,015
	1 土 木 管 理 費	1,069,314
	2 道 路 橋 り ょ う 費	29,551,201
	3 河 川 海 岸 費	18,862,773
	4 港 湾 費	5,051,101
	5 都 市 計 画 費	9,800,359
	6 住 宅 費	1,395,267
9 警 察 費		25,729,404
	1 警 察 管 理 費	25,169,313
	2 警 察 活 動 費	560,091

一般会計

10 教 育 費		110,662,089
	1 教 育 総 務 費	8,815,102
	2 小 学 校 費	32,312,574
	3 中 学 校 費	19,379,807
	4 高 等 学 校 費	27,505,554
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,776,634
	6 大 学 費	7,233,241
	7 社 会 教 育 費	3,615,020
	8 保 健 体 育 費	2,024,157
11 災 害 復 旧 費		5,239,385
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,456,110
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,783,275
12 公 債 費		90,329,183
	1 公 債 費	90,329,183
13 諸 支 出 金		52,929,369
	1 諸 支 出 金	52,929,369
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		554,849,911

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
6 農林水産業費	5 水産業費	栽培漁業調査船 維持修繕費	290,850	平成31年度	103,500
				平成32年度	187,350
9 警察費	1 警察管理費	警察署庁舎 建設費	3,201,846	平成31年度	904,707
				平成32年度	2,297,139

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県議会中継システム事業（インターネット）	平成32年度から 平成36年度まで	8,571
富山県議会中継システム事業（ケーブルテレビ）	平成32年度から 平成38年度まで	28,606
富山県スキージャンプ場管理事業	平成32年度から 平成34年度まで	843
空港用ロータリー除雪車整備事業	平成32年度	106,000
秘書業務労働者派遣費	平成32年度から 平成33年度まで	1,041
富山県庁情報通信網整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	202,715
電子自治体システム整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	61,815
とやま情報PR費	平成32年度から 平成37年度まで	101,000
印刷広報費	平成32年度	2,953
大気汚染常時監視システム整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	58,499
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会	平成32年度から 平成39年度まで	平成31年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

<p>福祉協議会</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>		
<p>障害者相談センターシステム整備事業</p>	<p>平成32年度から 平成36年度まで</p>	13,014
<p>と畜検査データ管理システム整備事業</p>	<p>平成32年度から 平成33年度まで</p>	23
<p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償</p> <p>1 相手方</p> <p>公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>投資債務保証事業については 平成31年度から 平成43年度まで</p> <p>融資債務保証事業については 平成31年度から 平成40年度まで</p> <p>直接投資事業については 平成31年度から 平成41年度まで</p>	47,000
<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方</p> <p>富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象</p> <p>富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連</p>	<p>平成31年度</p>	36,000

鎖倒産防止枠) について、 信用保険に付した保証に つき代位弁済した額と保 険金受領額との差額		
創業支援資金（創業者枠） 及び新事業展開支援資金 （経営革新枠）損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠） 及び新事業展開支援資金 （経営革新枠）について、 信用保険に付した保証に つき代位弁済した額と保 険金受領額との差額	平成31年度	18,000
経営安定資金企業再生支援 枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支 援枠について、信用保険 に付した保証につき代位 弁済した額と保険金受領 額との差額	平成31年度から 平成43年度まで	21,000
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金につい て、信用保険に付した保 証につき代位弁済した額 と保険金受領額との差額	平成31年度から 平成43年度まで	28,000
射水市商工会館整備事業費	平成31年度から	46,000

補助金	平成32年度まで	
富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補助 相手方 一般財団法人富山勤労総合福祉センター	平成32年度から 平成41年度まで	元金71,469千円及びその利子の範囲内
技術専門学院コンピュータ システム整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	19,591
民間委託職業訓練事業	平成32年度から 平成33年度まで	145,875
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第202号) に基づく資金 3 利子補給の対象となる 貸付金 1,500,000千円以内 4 利子補給期間 20年以内	平成32年度から 平成51年度まで	年4.2%以内の利子補給 156,900
農業振興資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類 富山県農業振興資金融通 要綱(平成12年農経第 869号)に基づく資金 3 利子補給の対象となる 貸付金	平成32年度から 平成38年度まで	年3.5%以内の利子補給 6,422

<p>農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>		
<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>平成32年度から 平成34年度まで</p>	<p>年2.0%以内の利子補給 660</p>
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年農経第679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成32年度から 平成38年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方</p>	<p>平成32年度から 平成56年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>

<p>農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>平成32年度から 平成56年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 7,701</p>
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金</p>	<p>平成32年度から 平成38年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,166</p>

<p>100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>		
<p>農業経営負担軽減支援資金 利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を 図るため、知事が定める 要綱に基づき貸し付ける 資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成32年度から 平成46年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 21,928</p>
<p>新規就農者特別保証制度損 失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する 損失補償契約の対象とな る債務保証につき、協会 が代位弁済した額と保険 金受領額との差額</p>	<p>平成31年度</p>	<p>1,500</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 公益社団法人全国農地保 有合理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保</p>	<p>平成31年度から 平成40年度まで</p>	<p>元金108,000千円及び延滞 金並びに違約金相当額</p>

有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失		
県営農村地域防災減災事業 県営水利施設整備事業白中2期地区白中ダムテレメータ放流警報設備更新工事	平成32年度	130,000
県営農村地域防災減災事業 平岡地区熊ヶ谷池堤体改修工事	平成32年度から 平成33年度まで	330,000
県営農村地域防災減災事業 法楽寺大池地区法楽寺大池堤体改修工事	平成32年度	130,000
県営農村地域防災減災事業 野地地区野地溜池堤体盛立工事	平成32年度	400,000
県営農村地域防災減災事業 双子池地区双子池堤体改修工事	平成32年度	160,000
県営農村地域防災減災事業 新保大池地区新保大池堤体改修工事	平成32年度	320,000
県営農村地域防災減災事業 小竹ため池地区小竹ため池堤体改修工事	平成32年度	440,000
県営農村地域防災減災事業 河原地区河原頭首工改修工事	平成32年度	150,000

<p>県営農村地域防災減災事業 河原地区河原頭首工起伏堰 製作据付工事</p>	<p>平成32年度</p>	<p>45,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 (株)日本政策金融公庫（以 下「公庫」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公 社（以下「公社」という。） に造林資金 657,100 千円 を貸し付けたことについ て損失を受けた場合のそ の損失</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し 付けたときから当該貸付金 の最終償還期限到来後10箇 月の期間が満了し、公庫が 補償の履行日として指定す る日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来 後10箇月の期間満了の日 （以下「損失確定日」とい う。）において、公庫が弁 済を受けていない元金 657,100 千円、その利子 （遅延利息を含む。）及び 損失確定日の翌日から補償 履行日まで年11%の割合に よる利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機 関が富山県農林水産公社 に造林資金53,668千円を 貸し付けたことについて 損失を受けた場合のその 損失</p>	<p>平成31年度から 平成41年度まで</p>	<p>元金53,668千円及びその利 子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機 関が富山県農林水産公社 に造林資金 2,526,045 千</p>	<p>平成31年度から 平成32年度まで</p>	<p>元金 2,526,045 千円及びそ の利子の範囲内</p>

<p>円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号） 富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>平成32年度から 平成52年度まで</p>	<p>年1.35%以内の利子補給 45,136</p>
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき債務保証したものに つき代位弁済した額</p>	<p>平成31年度</p>	<p>1,000千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金</p>	<p>平成32年度から 平成47年度まで</p>	<p>年1.35%以内の利子補給 34,890</p>

600,000千円以内 4 利子補給期間 15年以内		
富山県道路公社事業資金債務保証 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務	平成31年度から 平成41年度まで	元金 1,100,000 千円及びその利子相当額
主要地方道入善朝日線あいの風とやま鉄道線第4北陸街道踏切拡幅委託工事	平成32年度	250,000
一般県道本町高木出線JR城端線第5東野尻踏切拡幅委託工事	平成32年度	180,000
一般国道471号利賀バイパス2工区トンネル委託工事	平成32年度から 平成34年度まで	1,050,000
一般国道472号栃折拡幅2号橋上部工工事	平成32年度	70,000
主要地方道砺波福光線道路改良用地取得及び物件移転補償	平成32年度	78,000
一般国道415号東富山跨線橋上部工工事	平成32年度	350,000
主要地方道高岡環状線橋梁上部工工事	平成32年度	300,000

一般会計

海王丸パーク及び富山新港 臨海野鳥園管理事業	平成32年度から 平成34年度まで	2,622
都市計画道路駅南中央線あ いの風とやま鉄道線福光街 道踏切拡幅委託工事	平成32年度	220,000
県民公園太閤山ランドプー ル広場塗装工事	平成32年度	20,000
滞納家賃回収業務	平成32年度から 平成33年度まで	416
県立学校情報教育設備整備 事業	平成32年度から 平成36年度まで	317,613
県立高校普通教室空調整備 事業	平成32年度から 平成41年度まで	54,892
I C T教育推進事業	平成32年度から 平成36年度まで	168,370
立山荘受電設備等設置事業	平成32年度から 平成35年度まで	173,448
県立図書館情報プラザシス テム更新整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	11,538
交通管制システム整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	191,226
遺失物管理器材整備事業	平成32年度から 平成37年度まで	17,238
警察総合情報管理システム 整備事業	平成32年度から 平成37年度まで	98,638
通信機器等整備事業	平成32年度	3,853

捜査用器材整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	9,706
刑事警察器材整備事業	平成32年度から 平成39年度まで	397,528
運転免許証作成装置整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	188,210
運転免許運営器材整備事業	平成32年度から 平成36年度まで	57,841
サイバー犯罪対策器材整備事業	平成32年度から 平成34年度まで	4,163
犯罪鑑識機材整備事業	平成32年度から 平成37年度まで	307,388

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	4,068,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め50年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
緊急防災・減災費	3,692,000			
並行在来線費	266,000			
被災者生活再建 支援基金拠出金	404,400			
公事等補助費	15,963,400			
県単独農林水産業 施設整備事業費	10,000			
直轄事業費金	11,818,100			
公園整備事業費	467,000			
公営住宅建設費	55,000			
合併推進事業費	1,690,500			
地方道整備費	3,761,000			
自然災害防止費	891,000			
警察施設整備費	691,000			
高等学校整備費	585,000			
臨時高等学校費	1,300,000			
特別支援学校費	48,000			

地 域 活 性 化 費	34,000			
施 設 整 備 補 助 費	375,000			
補 助 直 轄 災 害 費	1,913,000			
単 独 災 害 復 旧 費	61,000			
行 政 改 革 推 進 費	1,000,000			
退 職 手 当 債	1,300,000			
臨 時 財 政 対 策 債	19,800,000			
計	70,193,400			

議案第 2 号

平成31年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成31年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 815,213 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			8,664
	1 繰越金		8,664
2 諸収入			806,549
	1 雑収入		806,549
歳入合計			815,213
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総務費			815,213
	1 総務管理費		815,213
歳出合計			815,213

議案第 3 号

平成31年度富山県公債管理特別会計予算

平成31年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 198,868,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			106,342,500
	1 一般会計繰入金		90,268,919
	2 基金繰入金		16,073,581
2 県 債			92,526,000
	1 県 債		92,526,000
歳 入 合 計			198,868,500
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			198,868,500
	1 公 債 費		198,868,500
歳 出 合 計			198,868,500

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	92,526,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成31年度富山県収入証紙特別会計予算

平成31年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,655,479 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			3,655,478
	1 証 紙 収 入		3,655,478
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			3,655,479
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,655,479
	1 他 会 計 繰 出 金		3,655,479
歳 出 合 計			3,655,479

議案第 5 号

平成31年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

平成31年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,819千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,733
	1 一般会計繰入金		1,733
2 繰 越 金			23,315
	1 繰 越 金		23,315
3 諸 収 入			59,827
	1 県預金利子		5
	2 貸付金元利収入		59,402
	3 雑 入		420
4 県 債			2,944
	1 県 債		2,944
歳 入 合 計			87,819
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			87,819
	1 児 童 福 祉 費		87,819
歳 出 合 計			87,819

母子父子寡婦福祉資金特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦 福祉資金	2,944	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。

議案第 6 号

平成31年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成31年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 721,094 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			6,824
	1 繰 越 金		6,824
2 諸 収 入			394,270
	1 県 預 金 利 子		65
	2 貸 付 金 元 利 収 入		392,705
	3 雑 入		1,500
3 県 債			320,000
	1 県 債		320,000
歳 入 合 計			721,094
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			721,094
	1 工 鉱 業 費		721,094
歳 出 合 計			721,094

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成31年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成31年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,095千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 諸 収 入			17,095
	1 県 預 金 利 子		2
	2 貸付金元利収入		17,093
歳 入 合 計			17,095
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			17,095
	1 農 林 金 融 対 策 費		17,095
歳 出 合 計			17,095

議案第 8 号

平成31年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成31年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,166千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,166
	1 一般会計繰入金		1,166
2 繰 越 金			16,373
	1 繰 越 金		16,373
3 諸 収 入			53,627
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		53,625
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			71,166
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			71,166
	1 水 産 業 費		71,166
歳 出 合 計			71,166

議案第 9 号

平成31年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成31年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 288,256 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		30,454
	1 負 担 金	30,454
2 使用料及び手数料		90,001
	1 使 用 料	90,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		47,423
	1 一 般 会 計 繰 入 金	47,423
5 繰 越 金		24,317
	1 繰 越 金	24,317
6 諸 収 入		96,060
	1 県 預 金 利 子	13
	2 貸 付 金 元 利 収 入	36,499
	3 雑 収 入	59,548
歳 入 合 計		288,256

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			288,256
	1 林 業 費		288,256
歳 出 合 計			288,256

議案第 10 号

平成31年度富山県奨学資金特別会計予算

平成31年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 176,077 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			4,746
	1 一般会計繰入金		4,746
2 繰 越 金			19,732
	1 繰 越 金		19,732
3 諸 収 入			151,599
	1 貸付金元利収入		145,664
	2 雑 入		5,935
歳 入 合 計			176,077
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			176,077
	1 教育総務費		176,077
歳 出 合 計			176,077

議案第 11 号

平成31年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

平成31年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,552,069千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			535,068
	1 財 産 運 用 収 入		4,404
	2 財 産 売 払 収 入		530,664
2 繰 越 金			17,001
	1 繰 越 金		17,001
3 県 債			1,000,000
	1 県 債		1,000,000
歳 入 合 計			1,552,069
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			4,404
	1 総 務 管 理 費		4,404
2 土 木 費			1,547,665
	1 土 木 管 理 費		320,665
	2 県単独公共用地先行取得事業費		1,222,000
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

<p style="text-align: center;">歳 出 合 計</p>	<p style="text-align: right;">1,552,069</p>
This area is intentionally left blank for data entry	

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	平成32年度から 平成33年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	1,000,000	普 通 貸 借 又 是 証 券 発 行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

平成31年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」
資金特別会計予算

平成31年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,300,600 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年 2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			86,204
	1 財 産 運 用 収 入		86,204
2 繰 越 金			7,214,323
	1 繰 越 金		7,214,323
3 諸 収 入			73
	1 県 預 金 利 子		73
歳 入 合 計			7,300,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			7,300,600
	1 総 務 管 理 費		7,300,600
歳 出 合 計			7,300,600

議案第 13 号

平成31年度富山県国民健康保険特別会計予算

平成31年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,174,410千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

平成31年 2 月 25 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		(単位 千円)
歳 入		
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		25,552,759
	1 負 担 金	25,552,759
2 国庫支出金		21,494,749
	1 国庫負担金	15,761,490
	2 国庫補助金	5,733,259
3 療養給付費等交付金		5,879
	1 療養給付費等交付金	5,879
4 前期高齢者交付金		31,036,726
	1 前期高齢者交付金	31,036,726
5 共同事業交付金		49,506
	1 共同事業交付金	49,506
6 財 産 収 入		366
	1 財 産 運 用 収 入	366
7 繰 入 金		4,978,332
	1 一般会計繰入金	4,942,947
	2 基金繰入金	35,385

8 繰越金		56,093
	1 繰越金	56,093
歳入合計		83,174,410
歳出		
(単位 千円)		
款	項	金額
1 総務費		4,355
	1 総務管理費	3,593
	2 運営協議会費	762
2 保険給付費等交付金		67,915,340
	1 保険給付費等交付金	67,915,340
3 後期高齢者支援金等		11,435,778
	1 後期高齢者支援金等	11,435,778
4 前期高齢者納付金等		37,595
	1 前期高齢者納付金等	37,595
5 介護納付金		3,660,627
	1 介護納付金	3,660,627
6 病床転換支援金等		68
	1 病床転換支援金等	68
7 共同事業拠出金		49,588

	1 共同事業拠出金	49,588
8 基金積立金		366
	1 基金積立金	366
9 保健事業費		14,600
	1 保健事業費	14,600
10 諸支出金		56,093
	1 償還金及び金	56,093
歳出合計		83,174,410

議案第 14 号

平成31年度富山県港湾施設特別会計予算

平成31年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,515,125千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			389,045
	1 使 用 料		389,045
2 繰 入 金			401,918
	1 一 般 会 計 繰 入 金		401,918
3 繰 越 金			4,161
	1 繰 越 金		4,161
4 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
5 県 債			720,000
	1 県 債		720,000
歳 入 合 計			1,515,125
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,515,125
	1 港 湾 費		1,515,125
歳 出 合 計			1,515,125

港湾施設特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	250,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%] (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
借換債	470,000			
計	720,000			

議案第 15 号

平成31年度富山県工業用地等管理特別会計予算

平成31年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			51,989
	1 使 用 料		51,989
2 財 産 収 入			25,623
	1 財 産 運 用 収 入		23,170
	2 財 産 売 払 収 入		2,453
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			77,928
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			24,485
	1 臨海工業用地 造成事業費		24,485
2 太閤山住宅団地 造成事業費			2,452

工業用地等管理特別会計

	1 太閤山住宅団地造成事業費	2,452
3 ふ頭用地造成事業費		50,991
	1 ふ頭用地造成事業費	50,991
歳 出 合 計		77,928

議案第 16 号

平成31年度富山県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度富山県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,329,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		3,402,196
	1 負 担 金	3,402,196
2 国庫支出金		2,003,800
	1 国庫補助金	2,003,800
3 繰入金		932,890
	1 一般会計繰入金	932,890
4 繰越金		40,622
	1 繰越金	40,622
5 諸収入		170,056
	1 受託事業収入	160,056
	2 雑収入	10,000
6 県債		780,400
	1 県債	780,400
歳 入 合 計		7,329,964

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		7,329,964
	1 流域下水道建設費	4,719,062
	2 流域下水道管理費	2,600,902
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,329,964

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小矢部川流域下水道二上浄化センター3号汚泥溶融施設改築工事委託	平成32年度	432,000
神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター水処理施設(11/14系列)電気工事	平成32年度	342,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	780,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%] (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成31年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	224,800人	1日平均	614人
外来患者	年間	350,800人	1日平均	1,462人

(2) 主要な建設改良事業

劣化改修事業	337,280千円
医療器械整備	376,385千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

(イ) 患者数

入院患者	年間	73,200人	1日平均	200人
外来患者	年間	85,200人	1日平均	355人

(2) 主要な建設改良事業

医療器械整備	38,600千円
--------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	28,925,266千円
第1項 医業収益	25,563,083千円
第2項 医業外収益	3,299,949千円
第3項 特別利益	62,234千円

支 出

第1款 病院事業費用	28,724,701千円
第1項 医業費用	28,350,911千円
第2項 医業外費用	373,289千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,884,431千円は、過年度分損益勘定留保資金1,884,431千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,137,197千円
第1項 企業債	596,000千円
第2項 補助金	268,989千円
第3項 出資金	271,207千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 資本剰余金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,021,628千円
第1項 建設改良費	844,181千円
第2項 企業債償還金	2,176,947千円
第3項 予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院輸液ポンプ及びシリンジポンプ賃借料	平成32年度から平成37年度まで	78,815
富山県立中央病院総合血液検査システム保守業務委託	平成32年度から平成37年度まで	52,773
富山県立中央病院 I S O 15189認定取得支援事業費	平成32年度	2,420
富山県立中央病院電子カルテ等病院情報システム更新事業費	平成32年度	2,089,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
富山県立中央病院劣化改修事業費	337,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内%	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これ
富山県立中央病院医療器械整備事業費	173,000			
富山県立中央病院借換債	48,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター病院情報システム改修事業費	5,000			

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	33,000			に従うことができる。
計	596,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,414,989千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,077,489千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,425,489千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,776,756千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	滅菌システム	1
	医療器械	総合血液検査システム	1

平成31年2月25日 提出

富山県知事 石井 隆 一

平成31年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|------------|-----|-------------|
| (1) 年間販売電力量 | 494,269MWh | | |
| (2) 主要な建設改良事業 | 地熱資源開発調査事業 | 事業費 | 1,200,000千円 |
| | 固定資産改良事業 | 事業費 | 617,158千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	5,284,517千円
第 1 項 営業収益	5,135,724千円
第 2 項 財務収益	1,838千円
第 3 項 営業外収益	146,935千円
第 4 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	4,465,413千円
第 1 項 営業費用	4,217,011千円
第 2 項 財務費用	44,888千円
第 3 項 営業外費用	198,494千円
第 4 項 特別損失	20千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,105,077 千円は、当年度分損益勘定留保資金 1,105,077 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,213,632千円
-------------	-------------

第1項 補助金	901,134千円
第2項 投資及び貸付金償還金	312,478千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	2,318,709千円
第1項 建設改良費	1,817,158千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	497,541千円
第4項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
主要変圧器更新工事費	平成32年度	77,000
発電所主要機器更新工事費	平成32年度	718,201
水車ランナ更新工事費	平成32年度	353,540
発電所主要機器修繕工事費	平成32年度	440,000
発電所ほか保守点検業務委託	平成32年度から 平成34年度まで	296,220
秘書業務労働者派遣費	平成32年度から 平成33年度まで	5,559

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 873,645千円

(2) 交際費 190千円

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成31年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	39,118,080 m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	584,613千円
	東部水道用水供給事業	事業費	46,255千円
	固定資産改良事業	事業費	368,491千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	1,957,839千円
第 1 項 営業収益	1,842,664千円
第 2 項 営業外収益	115,155千円
第 3 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	1,713,661千円
第 1 項 営業費用	1,634,890千円
第 2 項 営業外費用	78,251千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額861,456千円は、当年度分損益勘定留保資金643,816千円、過年度分損益勘定留保資金 217,640 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	647,067千円
第 1 項 企業債	590,000千円

第2項 長期借入金	47,057千円
第3項 出資金	10,000千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,508,523千円
第1項 建設改良費	999,359千円
第2項 企業償還金	507,164千円
第3項 他会計補助金返還金	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水費供給事業費	537,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
東部水道用水費供給事業費	53,000			
計	590,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 275,092千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成31年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	78,009,972m ³		
(2) 主要な建設改良事業			
西部工業用水道建設事業		事業費	964,685千円
利賀川工業用水道建設事業		事業費	23,317千円
固定資産改良事業		事業費	329,714千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		2,277,547千円
第1項	営業収益		2,106,897千円
第2項	営業外収益		170,630千円
第3項	特別利益		20千円
		支	出
第1款	事業費	1,728,947千円	
第1項	営業費用	1,680,962千円	
第2項	営業外費用	47,465千円	
第3項	特別損失	20千円	
第4項	予備費	500千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,297,386千円は、当年度分損益勘定留保資金658,067千円、過年度分損益勘定留保資金639,319千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		517,461千円

第1項 企業債	471,000千円
第2項 長期借入金	11,752千円
第3項 補助金	4,900千円
第4項 受託工事収入	4,329千円
第5項 工事負担金	25,480千円

支 出

第1款 資本的支出	1,814,847千円
第1項 建設改良費	1,317,716千円
第2項 受託工事費	4,329千円
第3項 企業債償還金	251,102千円
第4項 他会計借入金償還金	241,700千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	267,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
固定資産改良費	204,000			
計	471,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用

に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 152,933千円
- (2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

議案第 21 号

平成31年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成31年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 87,965台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	71,632千円
第 1 項 営業収益	69,742千円
第 2 項 営業外収益	1,870千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	50,464千円
第 1 項 営業費用	44,440千円
第 2 項 営業外費用	5,504千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,871千円は、当年度分損益勘定留保資金18,250千円、過年度分損益勘定留保資金30,621千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	10千円
第 1 項 雑 入	10千円

支 出

第 1 款 資本的支出	48,881千円
第 1 項 建設改良費	5,881千円

第2項 他会計借入金償還金

43,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,432千円

平成31年2月25日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一